



雇用と所得の向上で
地域を活性化

6次産業化で「新事業創出」を支援!!

地域の文化・歴史や森林、景観などの資源活用も支援します。

地元企業などの参画で、
新事業や付加価値を
創出するこの取組を
「農山漁村発イノベーション」
として地域の活性化を
目指します。

支援対象者の要件

青森県内の農林漁業者、法人、団体、組合等で下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 支援実施後、5年間の経営改善目標を掲げること。
- (2) 付加価値額（経常利益+人件費+減価償却費）を増加するための経営や組織運営の改善方策等の作成及び実行について、サポートセンター及びアドバイザーによる支援を受け、主体的に取り組む意欲があること。
- (3) 原則として法人ですが、付加価値額を算出することが可能な会計を実施している場合は、個人・任意団体についても対象。
- (4) 支援実施年度の翌年度以降5年間毎年、経営改善報告書をサポートセンターに提出すること。
- (5) 財務諸表等、必要な経営資料の提供が可能であること。



- 相談窓口 **青森県農山漁村発イノベーション(6次産業化)サポートセンター**
〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6 TEL&FAX 017-739-9222 Email : rokujika@dream.jp
- 事業問合せ先 **青森県農林水産部 食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ**
〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁北棟5F TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8086
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/> E-mail : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

サポートの幅が
広がりました。



6次産業化をサポートします!

青森県農山漁村発イノベーション(6次産業化)サポートセンターを設置し、新事業創出に取り組む方々の相談受付、アドバイス等を実施するとともに、民間の専門家(青森県6次産業化等アドバイザー)を派遣して支援します。
また、市町村における農山漁村発イノベーションに係る戦略策定や研修実施等を支援します。



専門のアドバイザーが支援します。

サポート支援を受けるには?

1 青森県サポートセンターに相談する

経営分析・診断、知的財産、食品衛生管理などにお悩みの方は、まずご相談ください。



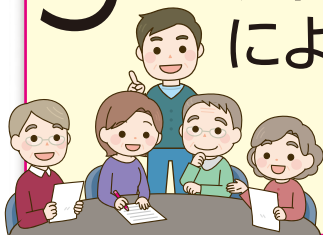
2 企画推進員(相談窓口)による相談受付・アドバイス

企画推進員が、事業計画づくりのアドバイスやお悩みに応じた支援施設の紹介、総合化事業計画づくりのお手伝い等を行います。



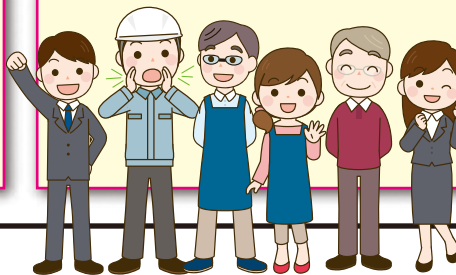
3 支援対象者に決定 → アドバイザー派遣による支援

経営改善の取組を実施する方々には、お悩み解決に向けたアドバイザーの派遣を無償で受けることができます。



4 支援効果の検証

アドバイザー派遣による支援を受けた方々は、支援から3~5年間の付加価値額向上の目標を設定し、経営改善の取組を着実に推進し、その効果を検証します。



申請方法

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をサポートセンターに郵送により提出してください ●農林漁業者等6次産業化サポート事業申請書 ●申込者調書 ●誓約書 ●添付書類
1.農林漁業経営を行う法人の場合・定款の写し・直近3期分の決算報告書の写し
2.農林漁業経営を行う個人の場合・直近3年分の所得税の確定申告書

等の写し 3.農林漁業者が組織する団体の場合・組織の代表者、出資金、規約等がわかる書類・経理の一元化を行っていることがわかる書類・構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告書等の写し、団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

1.申請書類は、様式に沿って作成してください 2.申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります 3.提出後の申請書類については、返却いたしませんので、了承願います 4.提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

詳しい内容や申請書類の作成については、下記の相談窓口へお問い合わせください。



相談窓口

青森県農山漁村発イノベーション(6次産業化)サポートセンター
〒030-0113 青森市第二間屋町4丁目11-6 TEL&FAX 017-739-9222
Email : rokujika@dream.jp